

中津市発注工事の建設発生土の処理に係る積算について

中津市では、建設発生土の処理について、リサイクル原則化のルールに基づき他の建設工事現場への流用に努めていますが、受け入れの調整が困難な工事については、処分地を指定しない自由処分として取り扱っています。しかしながら近年、処分地の確保に苦慮しており、有料の民間処分地等で処理する受注者もあることから、建設発生土の処理に係る積算について以下のとおり試行することとしたので、お知らせします。

1. 概要

| 優先順位 | 当初設計における 受入地の考え方 | 当初設計 (条件明示) | 変更設計 |
|-----------------------------|-------------------------------------|---|--|
| ① | 【指定処分A】 公共工事箇所への流用(50km以内) | 具体的に受入地を指定の上で発注し、同受入地に搬出 (受入地、運搬距離を明示) | 原則、設計変更しない |
| ② | 【指定処分A】 民間開発工事箇所(無料)への流用(50km以内) | 具体的に受入地を指定の上で発注し、同受入地に搬出 (受入地、運搬距離を明示) | 原則、設計変更しない |
| ③ | 【指定処分B】 民間処分地(有料)にて処分 | 経済性(運搬距離+処分料)を比較し選定 (受入地、運搬距離、処分料を明示) ※ただし、経済的な処分地が見つからない (L=7kmの運搬費を超える)場合は指定処分Cとする | 設計額の範囲内で、承認した受入地に 応じて設計変更する |
| 発生土量300m ³ 未満 | 【指定処分C】 受注者の提案等に基づき発注者が承認し処分 | 運搬距離のみ明示して発注 (運搬距離L=7kmを明示) | 受注者提案と発注者で想定し得る 処分地にて比較検討し、最も安価なものを採用して設計変更 |

○変更内容

- ・ 経済性を比較し選定した受入地が有料の場合は、処分料を計上します。
- ・ 発生土量300m³以上の工事につきましては、当初設計において受入地を選定し、明示します。ただし、当初設計時に経済的な処分地が見つからない場合は、運搬距離7kmを明示して発注し、承認した受入地と発注者で想定し得る処分地にて比較検討し設計変更をおこないます。
- ・ 発生土量が少量（300m³未満）の工事につきましては、当初設計の運搬距離を7kmとし、承認した受入地と発注者で想定し得る処分地にて比較検討し設計変更をおこないます。

○適用日

- ・ 令和3年4月1日以降に入札を行う工事より適用
(ただし、令和3年3月以前の単価を適用し、令和3年4月1日以降に入札を行う工事については、設計変更時点より上記内容を適用することとします。)

2. 適用日

令和3年4月1日以降に入札を行う工事について適用します。

ただし、令和3年3月以前の単価を適用し、令和3年4月1日以降に入札を行う工事については、設計変更時点より上記内容を適用することとします。

3. その他

詳細については、各事業担当課へお問い合わせください。